

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和〇年〇月にA会社に入社し、同社Bセンター（以下「会社」という。）において、主としてコンピュータシステムの設置、更新等に係る業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月に会社の組織変更があったことに伴い異動になり、請求人の述べるところ、それまで従事していた業務に他部署において行っていた業務が加わったため、同年〇月頃から溜まった業務を処理するため労働時間が増加し、同年〇月頃からは動悸など体調の異変を感じるようになった。その後、同年〇月に会社の産業医と面談し、時間外労働及び休日労働が禁止されることとなり、平成〇年〇月〇日、C診療所に受診し「パニック障害」と診断され、さらに、クリニックDに転医し加療した。

請求人は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものであ

る。

## 第2 再審査請求の理由

(略)

## 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 事実の認定及び判断

### 1 当審査会の事実の認定

(略)

### 2 当審査会の判断

#### (1) 精神障害の発病の有無及び発病の時期について

請求人は、平成〇年、〇年頃は、身体の変調はなく、遠泳やマラソンなどを行っていた旨述べており、最初に体調の異変を感じたのは、平成〇年〇月〇日頃であり、緊張している感じで疲れがとれない、集中力がなくなったような感じがしていた旨述べている。

請求人が平成〇年〇月〇日に受診したC診療所のE医師の意見書等によると、請求人は同月〇日のF病院の精査で上室性期外収縮、高血圧を認めていたが、持続する前胸部圧迫感の原因とは考えにくく、精神的な原因が疑われたので心療内科の受診を指示したところ、請求人の病名は「パニック障害」、発病時期は、請求人に動悸、胸部圧迫感が出現した平成〇年〇月から〇月頃と診断された旨述べられている。

労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会は意見書において、「平成〇年〇月にエンジニアリングシステム部へ異動となり、請求人によると、従前業務と比較して3倍の業務量になったため消化不良の状況であったところ、業務が滞留していることを上司に知られ、対応を始めた同年夏以降時間外労働が増加していった。同年〇月頃より動悸、胸部圧迫感が出現したため、C診療所を受診したところ、パニック障害と診断された」とした上で、請求人に発病した

精神障害は ICD-10 診断ガイドラインに照らし、「F41.0 パニック障害」（以下「本件疾病」という。）であり、発病時期は、請求人に動悸、胸部圧迫感が出現した平成〇年〇月頃と判断する旨述べており、当審査会としても、請求人の体調変化、診療所への受診経過等から、同部会の医学的見解は妥当であると判断する。

なお、公開審理における発病時期についての当審査会委員の質問に対して、請求人は、「E 医師に（平成〇年）〇月頃と言ったのは覚えているが〇月が含まれていないことが不思議である。」旨述べており、請求代理人は、「〇月に発病して〇月に過酷な労働が続いた結果、100時間を越えた。」旨答えている。

## （2）精神障害の業務起因性の判断について

精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しているが、当審査会としてもその取扱いを妥当なものとする。

以下、認定基準に基づいて、本件疾病の業務起因性について検討する。

## （3）請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間に起きた業務による出来事について

ア 請求代理人は、請求人の業務が平成〇年〇月以降、労働密度が高まるとともに労働時間も長時間となったとして、認定基準の具体的出来事の「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」に該当し、その心理的負荷の強度は、平均的な心理的負荷の強度と同じ「Ⅱ」である旨主張する。請求人の本件疾病発病前6か月間の時間外労働時間数をみると、発病前1か月が最長で45時間0分であり、それ以前の平均時間外労働時間が25時間程度であることを考慮すると、その心理的負荷の総合評価は「中」程度であると判断する。

また、請求人の業務の従事状況について、会社関係者は、「マイペース。」「ずいぶんのんびりしていて、タイムリーな返事をもらえない。」「（請求人の業務量は）溜めなければこなせる程度の状況である。」旨などと述べており、これらの申述内容からは請求人の業務量に大きな変化があった様子はいかからない。実際に請求人の発病前6か月間の休日取得状況についてみ

ると、発病前1か月（〇月〇日から〇月〇日）は9日間、発病前2か月（〇月〇日から〇月〇日）は11日間、発病前3か月（〇月〇日から〇月〇日）は15日間取得しており、このことから、請求人の業務量に大きな変化があったとは認められない。

なお、平成〇年〇月〇日から時間外労働や休日労働が増加したことで、同月の時間外労働は100時間を超えているが、当該出来事は発病後であることから心理的負荷の評価の対象としない。

イ 仮に、請求人の同月の時間外労働について検討するも、請求人が本件審理において、同年〇月にリフレッシュ休暇を取得するために時間外労働が発生した旨述べているように、請求人の時間外労働は通常の勤務時間内では処理することができないことから時間外労働や休日労働に及んだものではなく、休暇を取得できるよう、溜まっていた仕事を片付けるために時間外労働に至ったものと判断できることから、請求人の仕事量が過大であったために長時間労働に至ったとの主張は採用できない。

この点、請求人の上司のGは、「請求人の担当業務は期限があるが実際には多少の融通は利くものであり、平成〇年〇月か〇月頃に請求人の仕事が溜まってきて会社内の他部署からクレームが窓口を通じてきていた。」、「請求人と話し合っ、1件当たりの処理に掛かる時間などを見込みながら進めた結果、溜まった件数は減少したが、同年〇月か10頃になってまた仕事が溜まってきたので、〇月までに減らそうとして残業時間が増えた。」旨述べており、業務量の増加があった等の状況は認められない。

ウ 請求代理人は、平成〇年〇月に「ノルマをすべて達成してから休め。」と言われたことは具体的出来事の「達成困難なノルマが課された」に当たるとの主張をしている。当該出来事も発病後の出来事であり、心理的負荷の評価の対象とならないものであるが、念のため検討するも、ノルマと主張する業務自体が請求人の行うべき通常業務であると判断できることから、当審査会としては、請求代理人の主張は採用できない。なお、Gは、「仕事の分担は3人であったが、CAD端末の調達業務を自分のグループで新たに担当することとなり、請求人が異動してきたもので、自分の見る範囲は広がったが、各担当の仕事自体は変わらない。」旨述べており、この申述からは請求人のみに新たな業務が加わった状況も認められない。

エ さらに、請求代理人は、会社の総務部のH課長が倒れ、その後、異なる部署のI課長が倒れて死亡したというような事件が立て続けに起き衝撃を受けたことについては、具体的出来事の「悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」に該当し、その心理的負荷の強度は「Ⅲ」である旨主張している。当該出来事は、一般に、業務に関連する事件、事故を体験した場合に、その程度に応じ、心理的負荷の強度を評価するものであるが、H課長やI課長は請求人とは異なる部署に勤務していたものであり、密接な関係にあったとは考えられないこと、また、請求人の申立書や診療録からも、請求人が衝撃を受けたとする申述はみられないことから、請求代理人の主張は認められない。

(4) 以上を総合すると、具体的出来事の「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」の心理的負荷の総合評価が「中」であることから、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は、「中」と判断する。

3 以上のおりであるから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。